

第93回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況

会計監査人に関する事項

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

株式会社 駒井ハルテック

上記事項は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.komaihaltec.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」に関する基本方針を取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 総務部門及び財務部門は、全社に共通する重要な規程・記録類を整備して、それぞれ適切に管理・運用いたします。
- ② 各部門においては、部署ごとに業務標準を整備し、それぞれが管理すべき文書・記録類を明確にして、規定された手順に従って作成・保管いたします。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危険を管理するために、全社規定として「リスク管理実施基準」を定め、以下の事項を実施する体制を確立いたします。
 - a 損失の危険発生を予防するための措置を講じること
 - b 危機的状況に陥った場合は、危険の拡大・深刻化を防ぐこと
 - c 危険発生による被害を最小限に食い止めること
 - d 危機的状況を正常な状態に戻すこと
 - e 既に発生した危機的状況を繰り返すことがないように、再発防止策を講ずること
 - f その他、リスク管理を実施することが望ましいと判断する事項
- ② 日常的に密接に意見・情報を交換することにより危険の予兆の早期発見に努め、損失の危険が顕在化してきた場合には関係部署が総務部・コンプライアンス室等と連携して、① b～eに記載した目的の達成を図ります。
- ③ 社内通報制度の窓口を社外（外部）も含め、複数設けることで当社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者がより通報しやすい体制を整備いたします。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 部門ごとの職務執行責任を明確にし、効率的に運営するために執行役員制度を導入しております。
- ② 重要案件の決議、各部門及び各種委員会の運営状況・実施状況などの報告・確認は取締役会、経営会議で行うものとし、取締役及び監査役に加えて執行役員も出席して意思決定の透明性を高めるとともに、情報の共有化を図ります。
- ③ 中長期的な展望に立って経営計画を策定し、年度ごとに実施する事項及び達成すべき目標を明確にすることにより、職務の執行が効率的に行われることを確保いたします。

- ④ 年度ごとに会社が到達すべき目標を定めて、それを各部門・部署に展開、ブレークダウンし、四半期ごとに目標達成度を診断することにより短期的な効率性を確保いたします。
- ⑤ 手順書がなければ職務の執行が効率的に行われないう可能性のある業務については、部門ごとに必要な手順書類を整備いたします。
- ⑥ 経営全般に関わる経営資源、財務状況、受注の確保、製品品質、施工の安全などに関する事項を経営トップが年度ごとに診断し、見直しを図ることにより、経営システムの有効性及び職務執行効率性のスパイラルアップを図ります。

(4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス室を設置し、専従者を配置いたします。
- ② コンプライアンス委員会を設置し、各部門の執行責任者を委員に任命することにより、全体的な調整を行うとともに牽制作用を有効に機能させます。
- ③ 部署ごとに業務に関連する法令などを明確にし、一覧表を作成いたします。
- ④ 全部署を対象とした内部業務監査を定期的実施する他、随時、抜き打ちでの内部業務監査を実施することで業務の執行状況の確認を行います。
- ⑤ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を排除するとともに、有事の際は警察・弁護士などの外部機関と緊密に連携し、迅速かつ組織的に対処いたします。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社において確立した内部統制システムを指導・教育し、普及を図ります。
- ② 半期ごとに関係会社会議を開催して、業務の透明性及び密接な連携性を確保いたします。
- ③ 財務報告の信頼性を確保するため、法令などに従い、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築、維持、向上を図ります。また、それを評価するために内部統制監査委員会を設置いたします。
- ④ 会計事務のIT化を進め、子会社各社の業態に鑑み、可能な限りシステムを統一化することで財務会計の透明性を確保いたします。
- ⑤ 子会社を担当する事業部門を明確にし、当該部門が企業統治に関する責任を負います。
- ⑥ 子会社の取締役として、当社の担当事業部門の執行責任者が兼務することにより、業務の連携性を確保いたします。

- ⑦ 子会社の監査役として、当社監査役が兼任することにより、監査の一貫性を確保し透明性を高めます。
 - ⑧ 当社の会計監査人に連結子会社の監査を委託することにより、会計監査の一貫性、透明性を確保いたします。
 - ⑨ 子会社の代表に財務諸表が適正に作成されたことを確認させ、確認書を提出させます。
 - ⑩ 社内通報制度により、子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制を整備することで業務の適正を確保いたします。
- (6) **監査役がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
- 監査役会からの求めがあった場合、1名または若干名の監査役補助員を配置いたします。
- (7) **監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項**
- ① 監査役補助員の選任及び異動は監査役会の承認を受けるものといたします。
 - ② 監査役補助員の人事考課及び労務管理は常任監査役が行うものといたします。
 - ③ 監査役補助員の監査における、調査及び文書閲覧の権限は監査役に準ずるものといたします。
- (8) **取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- ① 監査役は、取締役会、経営会議、関係会社会議及びコンプライアンス委員会等に出席し、重要案件の決議、各部門及び各種委員会の運営状況・実施状況などの報告を受け、確認を行います。
 - ② 取締役及び使用人が当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知り得た場合は、監査役に都度報告いたします。
 - ③ 監査役は、コンプライアンス室が実施した内部業務監査などの実施状況及びその結果、並びに社内通報の内容及びその対策などについて、報告を受け、確認を行います。
 - ④ 監査役は、半期ごとに代表取締役と監査役会との意見交換会を開催して、経営方針の蓋然的説明を受け、それに対する監査役の意見を経営に反映させます。
 - ⑤ 監査役に文書で報告すべき事項の詳細は、監査役と協議の上決定いたします。
 - ⑥ 監査役が閲覧を求める文書・記録類は保管部署が閲覧に協力し、正当な理由なく拒否してはならないものといたします。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役が求めた場合、コンプライアンス室は監査役と協議の上必要な監査を実施いたします。
- ② 監査役が求めた場合、環境品質管理部署は内部品質環境監査で得られた情報及び製品の不具合に関する情報を、安全管理部署は発生した事故の情報を提供するものといたします。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス・リスク管理

社長を委員長とするコンプライアンス委員会を定期的で開催し、対象期間において実施した内部統制監査・コンプライアンス研修等諸施策の効果確認を行うとともに、さらなる改善に向けた対策等の検討を行っております。

また、コンプライアンス室を中心に、「リスク管理実施基準」「事業継続計画（BCP）」「社内通報制度」等リスク回避に向けた社内制度の有効性の確認を行っております。

(2) 企業集団の内部統制

当社役員及び子会社代表者をメンバーとする関係会社会議を定期的で開催し、業務執行状況及び営業成績・財務状況等の重要情報の報告を受けるとともに、情報の共有を図り、業務の透明性及び密接な連携性の確保に努めております。また、子会社に対する監査等を通じた監督・指導により、当社グループ全体として業務の適正を確保しております。

(3) 監査役職務の実効性確保

監査役が取締役会及び経営会議等に出席することにより、取締役及び使用人等から必要な情報を得るほか、内部統制部門が監査役と適宜会合を持ち、必要な報告を行っております。

会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当社が支払うべき報酬等の額	45百万円
(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記(1)の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当し、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、上記の場合のほか、会計監査人の独立性及び専門性、並びに監査活動の適切性、妥当性及び効率性その他職務の執行に関する状況等を総合的に勘案し、その必要性があると判断した場合は、監査役会の決議により、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,619	8,215	11,710	△734	25,811
会計方針の変更による累積的影響額			3		3
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,619	8,215	11,714	△734	25,814
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△348		△348
親会社株主に帰属する当期純利益			1,345		1,345
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		△3		15	12
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△3	996	14	1,007
当 期 末 残 高	6,619	8,211	12,710	△719	26,822

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	1,937	△57	1,880	349	28,040
会計方針の変更による累積的影響額					3
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,937	△57	1,880	349	28,044
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△348
親会社株主に帰属する当期純利益					1,345
自己株式の取得					△1
自己株式の処分					12
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	356	66	422	68	491
当 期 変 動 額 合 計	356	66	422	68	1,499
当 期 末 残 高	2,293	9	2,302	418	29,543

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲等に関する事項

(1) 連結子会社の数 4社

連結子会社は東北鉄骨橋梁株式会社、株式会社プロバンス、株式会社シップス、KHファシリテック株式会社の4社であります。

(2) 主要な非連結子会社

主要な非連結子会社は上海駒建鋼結構技術有限公司であります。非連結子会社2社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社2社及び関連会社1社（上海駒建鋼結構技術有限公司他）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

未成工事支出金……………個別法による原価法

材 料 ・ 貯 蔵 品……………主に移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 建物（リース資産を除く）……………定額法

② 建物以外の有形固定資産（リース資産を除く）……………主として定率法

なお、2016年4月1日以後に取得した構築物については定額法を採用しております。

- ③ 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法
なお、無形固定資産のうち、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ④ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……従業員の賞与金支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する部分を計上しております。
- ③ 工事損失引当金……当連結会計年度末の手持ち工事のうち、損失が発生すると見込まれ、かつ、同時点での当該損失額を合理的に見積ることが可能な工事について、将来の損失に備えるため、連結会計年度末日後の損失見積額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。
過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の連結会計年度から費用処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

- ① 企業の主要な事業における主な履行義務の内容
主に長期の工事契約を締結しています。
- ② 企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）
財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、連結会計年度末までに発生した工事原価が、予測される工事原価総額に占める割合に基づいて行っております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識することとしております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第95項に定める代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(6) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約取引につきましては、振当処理を採用しております。

また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引につきましては、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

通貨関連

ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………外貨建て金銭債務

金利関連

ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金利息

③ ヘッジ方針

外貨建て金銭債務の為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約におきましては、過去の取引実績及び今後の取引の実行可能性を総合的に勘案し、ヘッジ対象としての適格性を検討することにより、有効性の評価を実施しております。

金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性評価は省略しております。

(8) のれんの償却に関する事項

5年間の定額法により償却しております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

この適用により、従来は、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、連結会計年度末までに発生した工事原価が、予測される工事原価総額に占める割合に基づいて行っております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識するこ

ととしております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第95項に定める代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の完成工事高は3千7百万円、完成工事原価は4千2百万円それぞれ減少しております。なお、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高は3百万円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形・完成工事未収入金」は、当連結会計年度より「受取手形・完成工事未収入金及び契約資産」に含めて表示しております。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

会計上の見積りに関する注記

1. 履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり認識した収益

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

完成工事高	28,382百万円
-------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する工事について、工事収益総額、工事原価総額及び工事進捗度を合理的に見積り（決算日における工事進捗度は原価比例法による）、当連結会計年度の完成工事高と完成工事原価を認識しております。

② 主要な仮定

工事原価総額の見積りは、直近の実績等をもとにした工事施工数量（材料の使用量など）は今後も同水準で推移すると仮定を置く一方、同種同規模工事における材料単価、外注費、現場工事費等は価格の上昇基調にあるとの仮定を置いて算定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

工事はその施工内容、施工期間が工事契約ごとに決定されるものであるため個別性が強く、工事原価総額の見積りにあたっては画一的な判断尺度を得られにくいものであります。また一般的に施工期間が長期にわたることから、工事契約の着手後に判明する事実や現場の状況変化によって作業内容等が変更となることがあります。このため工事原価総額の見積りには不確実性を伴い、主要な仮定である工事施工数量及び材料単価、外注費、現場工事費等が変

動した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類の完成工事高は増減する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 1,699百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金のうち未使用のもの及び将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。

② 主要な仮定

課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 固定資産の減損

当連結会計年度において、橋梁事業・鉄骨事業の共用資産について時価が著しく下落していることから減損の兆候があるものと判断し、共用資産を含むより大きな単位で減損の認識の判定を行ったところ、割引前将来キャッシュフローの総額が当連結会計年度末時点での当該資産グループの帳簿価額8,872百万円を上回ることから減損損失を認識しないこととしております。減損損失の認識の判定にあたっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合に、減損処理が必要となる可能性があります。

追加情報

(COVID-19の影響に伴う会計上の見積りに関して)

COVID-19の影響に関して、同感染症の今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にあります。現時点において、将来キャッシュ・フロー及び将来の事業環境等の予測にあたって同感染症は、一定の影響を及ぼすものの、限定的であると判断しております。また、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りに関して、重要な影響を与えるものではないと判断しております。しかしながら、今後の状況の変化によっては、翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響を与える可能性があるため、今後も注視してまいります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 17,835百万円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建 物	2,381百万円 (うち仮登記	2,292百万円)
土 地	6,373百万円 (うち仮登記	6,057百万円)
投資有価証券	868百万円	
計	9,623百万円	

(2) 担保に係る債務

短期借入金	596百万円
(うち長期借入金より振替分	316百万円)
長期借入金	153百万円
計	749百万円

3. 顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高

受取手形	117百万円
完成工事未収入金	4,620百万円
契約資産	11,319百万円

連結損益計算書に関する注記

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額

29,138百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び株式数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	4,972,709	—	—	4,972,709

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	209	45.00	2021年3月31日	2021年6月30日
2021年11月12日 取締役会	普通株式	139	30.00	2021年9月30日	2021年11月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の 原資	配 当 金 の 総 額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	186	40.00	2022年3月31日	2022年6月30日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方法

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入や社債発行による方針であります。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金及び契約資産、及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金は、主に営業債権を対象とした一括ファクタリング・債務引受型決済サービスであります。一括ファクタリングはファクタリング会社の信用リスクに、債務引受型決済サービスは顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形・工事未払金及び電子記録債務は、全て1年以内の支払期日であります。このうち一部は、外貨建てのものであり為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約）を利用してヘッジしております。また、借入金のうち、短期借入金及び社債は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は主に設備投資に係る資金調達であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている「ヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権及び営業債務を対象とした一括ファクタリング・債務引受型決済サービスについて、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクを回避し債務の固定化を図るために、為替予約をヘッジ手段として利用しております。また、借入金に係る支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとに金利スワップ取引をヘッジ手段として利用しております。

投資有価証券については、株式は業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引につきましては、社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

- ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
 当社グループは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表に含まれておりません（(注)2参照）。また、「現金預金」「受取手形・完成工事未収入金及び契約資産」「電子記録債権」「未収入金」「支払手形・工事未払金」「短期借入金」「1年以内償還予定の社債」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	5,285	5,285	—
資産計	5,285	5,285	—
(1) 社債	3,260	3,240	△19
(2) 長期借入金	1,509	1,505	△4
負債計	4,769	4,745	△24
デリバティブ取引	—	—	—

(注) 1 投資有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 投資有価証券

有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,688	4,941	3,253
	債券	—	—	—
	その他	0	1	0
	小計	1,689	4,943	3,253
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	267	242	△24
	債券	100	99	△0
	その他	—	—	—
	小計	367	342	△25
合計		2,056	5,285	3,228

デリバティブ取引

- ① ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものではありません。
- ② ヘッジ会計が適用されているもの：該当するものではありません。

(注) 2 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	287

上記については、市場価格のない株式等であるため、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金預金	12,338	—	—	—
受取手形・完成工事未収入金及び契約資産	16,057	—	—	—
電子記録債権	1,662	—	—	—
未収入金	496	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券	—	99	—	—
合計	30,554	99	—	—

(注) 4 社債及び長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後の償還及び返済予定額 (単位：百万円)

	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
社債	1,360	1,000	650	250
長期借入金	587	496	286	139
合計	1,947	1,496	936	389

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
当連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	5,184	—	—	5,184
社債	—	99	—	99
その他	1	—	—	1
資産計	5,185	99	—	5,285

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	3,240	—	3,240
長期借入金	—	1,505	—	1,505
負債計	—	4,745	—	4,745

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の連結子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的とした土地等を所有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は304百万円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
1,285	△15	1,269	6,891

（注）1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2 主な変動

当連結会計年度の増減のうち、主な減少は減価償却費であります。

3 時価の算定方法

主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、本部体制とし、各本部は取り扱う製品について国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は製品を基礎とした製品別セグメントから構成されており、「橋梁事業」「鉄骨事業」「インフラ環境事業」「不動産事業」の4つを報告セグメントとしております。

	報告セグメント					その他	合計
	橋梁事業	鉄骨事業	インフラ環境事業	不動産事業	計		
一時点で移転される財	227	207	98	—	532	144	677
一定の期間にわたり移転される財	12,147	16,280	32	—	28,460	—	28,460
顧客との契約から生じる収益	12,374	16,487	130	—	28,993	144	29,138
その他の収益	—	—	—	414	414	—	414
外部顧客への売上高	12,374	16,487	130	414	29,407	144	29,552

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産の残高等

顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
受取手形	446百万円	117百万円
完成工事未収入金	764百万円	4,620百万円
契約資産	15,889百万円	11,319百万円
契約負債	816百万円	1,102百万円

(注) 1. 契約資産は主に、工事契約において進捗度に応じた収益計上にかかる未請求の対価に対する権利に関するものであり、連結貸借対照表上、流動資産の「受取手形・完成工事未収入金及び契約資産」に含まれております。

2. 契約負債は主に、工事契約における顧客からの前受金であり、連結貸借対照表上、流動負債の「未成工事受入金」に含まれております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、2022年3月31日時点で56,675百万円であります。当該履行義務は工事契約に関するものであり、期末日後概ね3年以内に収益として認識されると見込んでおります。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 6,256円 97銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 289円 12銭 |

その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資 本 剰 余 金			利益剰余金
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金
当 期 首 残 高	6,619	6,273	1,941	8,215	761
会計方針の変更による累積的影響額					
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,619	6,273	1,941	8,215	761
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					
積 立 金 の 取 崩					
当 期 純 利 益					
自己株式の取得					
自己株式の処分			△3	△3	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△3	△3	-
当 期 末 残 高	6,619	6,273	1,938	8,211	761

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	そ の 他 利 益 剰 余 金				利益剰余金 合 計
	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	東京湾横断道路 株式控除積立金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	4,357	0	2,834	3,130	11,084
会計方針の変更による累積的影響額				1	1
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,357	0	2,834	3,132	11,086
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				△348	△348
積 立 金 の 取 崩	△20			20	-
当 期 純 利 益				1,444	1,444
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	△20	-	-	1,116	1,095
当 期 末 残 高	4,336	0	2,834	4,248	12,181

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証 券評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△734	25,185	1,928	1,928	27,114
会計方針の変更による累積的影響額		1			1
会計方針の変更を反映した当期首残高	△734	25,186	1,928	1,928	27,115
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△348			△348
積 立 金 の 取 崩		-			-
当 期 純 利 益		1,444			1,444
自 己 株 式 の 取 得	△1	△1			△1
自 己 株 式 の 処 分	15	12			12
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			356	356	356
当 期 変 動 額 合 計	14	1,106	356	356	1,463
当 期 末 残 高	△719	26,293	2,284	2,284	28,578

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①未成工事支出金……………個別法による原価法

②材料・貯蔵品……………主に移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 建物(リース資産を除く)……………定額法

(2) 建物以外の有形固定資産(リース資産を除く)……………主として定率法

なお、2016年4月1日以後に取得した構築物については定額法を採用しております。

(3) 無形固定資産(リース資産を除く)……………定額法

なお、無形固定資産のうち、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(4) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員の賞与金支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に帰属する部分を計上しております。

(3) 工事損失引当金……………当事業年度末の手持ち工事のうち、損失が発生すると見込まれ、かつ、同時点での当該損失額を合理的に見積ることが可能な工事について、将来の損失に備えるため、事業年度末日後の損失見積額を計上しております。

(4) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれの発生時の事業年度から費用処理しております。

(5) 債務保証損失引当金……債務保証等による損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案して、損失負担見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

① 企業の主要な事業における主な履行義務の内容

主に長期の工事契約を締結しています。

② 企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、事業年度末までに発生した工事原価が、予測される工事原価総額に占める割合に基づいて行っております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識することとしております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第95項に定める代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約取引につきましては、振当処理を採用しております。

また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引につきましては、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

通貨関連

ヘッジ手段……為替予約

ヘッジ対象……外貨建て金銭債務

金利関連

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……借入金利息

(3) ヘッジ方針

外貨建て金銭債務の為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

為替予約におきましては、過去の取引実績及び今後の取引の実行可能性を総合的に勘案し、ヘッジ対象としての適格性を検討することにより、有効性の評価を実施しております。

金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性評価は省略しております。

7. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

この適用により、従来は、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、事業年度末までに発生した工事原価が、予測される工事原価総額に占める割合に基づいて行っております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識することとしております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)第95項に定める代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の完成工事高は9千9百万円、完成工事原価は9千8百万円それぞれ減少しております。なお、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高は1百万円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「完成工事未収入金」は、当事業年度より「完成工事未収入金及び契約資産」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

1. 履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり認識した収益

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

完成工事高	24,437百万円
-------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する工事について、工事収益総額、工事原価総額及び工事進捗度を合理的に見積り(決算日における工事進捗度は原価比例法による)、当事業年度の完成工事高と完成工事原価を認識しております。

② 主要な仮定

工事原価総額の見積りは、直近の実績等をもとにした工事施工数量(材料の使用量など)は今後も同水準で推移すると仮定を置く一方、同種同規模工事における材料単価、外注費、現場工事費等は価格の上昇基調にあるとの仮定を置いて算定しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

工事はその施工内容、施工期間が工事契約ごとに決定されるものであるため個別性が強く、工事原価総額の見積りにあたっては画一的な判断尺度を得られにくいものであります。また一般的に施工期間が長期にわたることから、工事契約の着手後に判明する事実や現場の状況変化によって作業内容等が変更となることがあります。このため工事原価総額の見積りには不確実性を伴い、主要な仮定である工事施工数量及び材料単価、外注費、現場工事費等が変動した場合には、翌事業年度の計算書類の完成工事高は増減する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	1,072百万円
--------	----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金のうち未使用のもの及び将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。

② 主要な仮定

課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 固定資産の減損

当事業年度において、橋梁事業・鉄骨事業の共用資産について時価が著しく下落していることから減損の兆候があるものと判断し、共用資産を含むより大きな単位で減損の認識の判定を行ったところ、割引前将来キャッシュフローの総額が当事業年度末時点での当該資産グループの帳簿価額8,872百万円を上回ることから減損損失を認識しないこととしました。減損損失の認識の判定にあたっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合に、減損処理が必要となる可能性があります。

追加情報

(COVID-19の影響に伴う会計上の見積りに関して)

COVID-19の影響に関して、同感染症の今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にあります。現時点において、将来キャッシュ・フロー及び将来の事業環境等の予測にあたって同感染症は、一定の影響を及ぼすものの、限定的であると判断しております。また、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りに関して、重要な影響を与えるものではないと判断しております。しかしながら、今後の状況の変化によっては、翌事業年度以降の計算書類に影響を与える可能性があるため、今後も注視してまいります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建 物	2,292百万円 (但し、仮登記)
土 地	6,057百万円 (但し、仮登記)
投資有価証券	868百万円
計	9,218百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	480百万円
(うち長期借入金より振替分)	200百万円)
長期借入金	— 百万円
計	480百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 14,312百万円

3. 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金について、次のとおり債務保証を行っております。

東北鉄骨橋梁(株)	300百万円
(株)プロバンス	200百万円
計	500百万円

4. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	267百万円
短期金銭債務	323百万円
長期金銭債権	249百万円

5. 顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高

完成工事未収入金	4,565百万円
契約資産	10,005百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高の総額	995百万円
営業取引以外の取引による取引高の総額	70百万円

2. 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額

24,945百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式(株)	324,200	530	6,893	317,837

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 530株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付き株式報酬としての自己株式処分による減少 6,858株

単元未満株式の買増請求による減少 35株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

百万円

繰延税金資産	
賞与引当金	124
未払事業税	19
工事損失引当金	41
貸倒引当金	56
退職給付引当金	733
会員権評価損	16
子会社株式評価損	107
減損損失	4,372
繰越欠損金	2
風車部品評価差額	2
合併固定資産時価評価差額	244
その他	186
繰延税金資産小計	5,908
評価性引当額	△4,836
繰延税金資産合計	1,072
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△1,912
その他有価証券評価差額金	△931
合併固定資産時価評価差額	△184
その他	△0
繰延税金負債合計	△3,029
繰延税金負債の純額	△1,956

退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項（2022年3月31日現在）

百万円

イ. 退職給付債務	△3,986
ロ. 年金資産	1,601
ハ. 未積立退職給付債務（イ+ロ）	△2,385
ニ. 未認識数理計算上の差異	△13
ホ. 未認識の過去勤務費用	—
ヘ. 貸借対照表計上純額（ハ+ニ+ホ）	△2,398
ト. 退職給付引当金	△2,398

3. 退職給付費用に関する事項（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

百万円

イ. 勤務費用	186
ロ. 利息費用	7
ハ. 期待運用収益	△19
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	27
ホ. 過去勤務費用の処理額	—
ヘ. 退職給付費用	201

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

割引率	0.22%
期待運用収益率	1.25%
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
数理計算上の差異の処理年数	5年 (発生翌事業年度から定額法で費用処理)
過去勤務費用の処理年数	5年 (発生事業年度から定額法で費用処理)

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	6,139円 51銭
2. 1株当たり当期純利益	310円 44銭

その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。